

# 指定短期入所生活介護事業所安寿荘(予防含む)運営規程の概要及び重要事項

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 事業所は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (従業員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

#### (1) 職種及び員数

職 種 (上段:常 勤) (下段:非常勤)	人 員							合 計	
	2 階				3階		サテライト		
	石鎚	石手	しまなみ	瀬戸	道後	伊予	難波		
入 所 定 員	10床	10床	9床	11床 (短期入所)	10床	10床	10床	70床 (内短期入所11床)	
施 設 長	1							1	
事 務 員 等	4							4	
	1							1	
生 活 相 談 員	(1) 介護支援専門員兼務							1	(1) 介護 支援専門員 兼務
介 護 職 員	24							2(1) 介護支援専門 員兼務	24
	1							5	1
看 護 職 員	4							1	4
	1								1
機 能 訓 練 指 導 員	1								1
管 理 栄 養 士	1								1
	1								
調 理 員	1								1
	14							4	14

医 師(嘱託)	3	1	3
介護支援専門員 (兼 務)	(1)生活相談員兼務	(1) 介護職兼務	(1)生活相 談員兼務
宿 直 員	3	2	3
合計実人数	<u>41</u>		
	<u>32</u>		

※ (夜)・・・夜勤専門員

※ 本体施設の入所定員は 59 人(内サテライト 10 人)、短期入所生活介護施設は 11 人とする。

※ 従業者の員数の算定に係る利用者数は前年度(又は直近6ヶ月)の平均値とする。

## (2)職務内容

施設長 本会理事長の命を受け、事業所の業務を統括し、施設の管理運営並びに事務の  
(管理者) 統括管理に当たる。

事務員等 施設運営に関する事務等に従事する。

生活相談員 利用者の生活向上のための相談、助言その他の援助に当たる。

介護職員 利用者の介護、処遇に当たる。

看護職員 利用者の看護、機能訓練指導等及び利用者の健康管理に当たる。

管理栄養士 給食献立及び給食業務にあたる。

調理員 給食業務に当たる。

医師 利用者の健康管理、診療及び保健衛生の指導に当たる。

宿直員 夜間における事業所の管理宿直業務に当たる。

## 第3章 サービスの内容及びその他費用の額

### (サービスの提供の内容及び取扱方針)

(サービスの提供の内容及び取扱方針)

第4条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行うものとする。

2 事業所は、サービスの提供に当たっては、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

3 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。

4 事業所は、利用者の要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

5 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

6 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならぬ

い。

- 7 事業所は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 8 事業所は、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文章の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供するものとする。

### (サービスの提供の具体的内容)

#### 第5条

- (1) 心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って実施
- (2) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴又は清拭
- (3) 心身の状況に応じた適切な方法による排泄の自立についての必要な援助
- (4) おむつ利用者に対する適切な取替の実施
- (5) 離床、着替え、整容その他の適切な睡眠、環境の確保を伴う日常生活の適切な世話
- (6) 利用者の栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事の適切な時間における提供
- (7) 心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (8) 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置
- (9) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に基づく相談、必要な助言、その他の援助
- (10) 適宜、利用者のためのレクリエーション行事等の実施
- (11) 前各号のほか、必要な相談・助言・援助

### (利用料その他の費用の額)

**第6条** 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合に応じた額とする。

- 2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額(詳細は別紙利用料金表)を徴収することができる。
  - (1) 滞在費(個室・・・維持管理費等の室料・光熱水費)(生活保護者・・・利用者負担なし)
  - (2) 食費(食材料費・調理費)
  - (3) 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)
  - (4) 理美容代
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、サービスの提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適用と認められるもの
- 3 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第4章 通常の送迎の実施地域

### (通常の送迎の実施地域)

第7条 事業所の通常の送迎の実施地域は、松山市の地域とする。

## 第5章 施設利用に当たっての留意事項

### (サービス利用に当たっての注意事項等)

- 第8条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
  - (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
  - (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めるときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
    - (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
    - (2) 故意にこの規程等に違反した者

## 第6章 緊急時における対応

### (緊急時における対応)

第9条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は、本体施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

### (事故発生時の対応等)

第10条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備するものとする。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

4 事業所は、事故が発生した時、事故の状況及び事故に際して採った処理について記録するものとする。

### (非常災害対策)

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年に2回避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に対する具体的な契約や、通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。

3 非常災害の予想される種別を、立地条件等から、火災災害、地震災害、風水害災害、濁水害災害とし、災害種別ごとに具体的な計画を立てるものとする。

4 非常災害対策の具体的な計画書(災害対策マニュアル)を、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

5 災害対策マニュアルに沿った備蓄品の確保に努めるものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

### (感染症対策及び衛生管理等)

第13条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備するものとする。

- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するものとする。
- (4) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順(厚生労働大臣、平成 17 年 2 月 22 日通知)に沿った対応を行うものとする。

## 第 7 章 その他運営に関する重要事項

### (苦情処理)

第14条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。(別紙参照)

### (秘密保持)

- 第15条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
  - 3 事業所は、サービス担当者会議等や緊急やむを得ない時の医療機関等に対して、利用者の個人情報あるいは療養情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

### (提供するサービスの第三者評価の実施状況)

実施の有無	無
実施年月日	無
評価機関	無
評価結果の開示状況	無